

引っ越しなどで暮らしが変わったら各種届け出を

3月と4月は引っ越しをする人が多くなる季節です。住民異動や保険の手続きを忘れずにしましょう。 ※代理人の場合は委任状が必要な場合あり。



住民異動手続き 場 市民課、各支所

こんなとき	必要なもの	問い合わせ先
他の市町村から転入したとき(転入届)	転出証明書(前に住んでいた市町村で発行) 本人確認書類 マイナンバーカードか通知カード 国民年金手帳(国民年金1号の人) 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	市民課 (☎0848-38-9102)
他の市町村へ転出するとき(転出届)	本人確認書類 マイナンバーカードか通知カード(転居) 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	
市内で住所が変わったとき(転居届)	本人確認書類 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	
世帯主や構成が変わったとき	本人確認書類 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	

国民健康保険・国民年金の手続き 場 保険年金課、各支所(御調は御調保健福祉センター)

こんなとき	必要なもの	問い合わせ先
他の市町村から転入した	本人確認書類	(国保)☎0848-38-9142 (国民年金課)☎0848-38-9143
職場の健康保険をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書	
職場の健康保険の被扶養者から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書(被扶養者資格喪失証明書)	
子どもが生まれた	母子健康手帳、印鑑	
他の市町村へ転出する	保険証	国民年金課
職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証	
職場の健康保険の被扶養者となった	保険証、葬祭執行者の通帳・印鑑、葬祭執行者を確認できるもの(会葬礼状・埋火葬許可証(控)等)	
国保の加入者が死亡	保険証、葬祭執行者の通帳・印鑑、葬祭執行者を確認できるもの(会葬礼状・埋火葬許可証(控)等)	国民年金課
住所・世帯・名前の変更	保険証	
保険証をなくした	本人確認書類	
就学のため、子どもが他の市町村へ転出する	保険証、在学証明書、学生証など マイナンバーカードか通知カード	国民年金課
職場の厚生年金をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、年金手帳	
厚生年金加入の配偶者の扶養から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書(被扶養者資格喪失証明書)、年金手帳	国民年金課

日曜にも転入・転出などの手続きができます

- ☎3月29日、4月5日の日曜 8:30~17:15
- 場 市民課、因島総合支所市民生活課
- ☎○住民異動届の受け付け(転入・転出・転居など)
 - 印鑑登録、住民票・印鑑証明書・戸籍証明書・身分証明書などの発行
 - 戸籍届の受け付け(婚姻や出生など) ※後日審査の場合あり。
 - パスポートの受け取り ※申請不可。
 - マイナンバーカードの受け取り(通知カード記載事項の変更など) ※住所地に依じた支所で保管しています。移送が必要ですので、受け取り希望日直前の水曜17:00までに市民課へご連絡ください。
 - 所得に関する証明 ※納税と資産に関する証明は除く。事前に担当課(収納課☎0848-38-9172、因島瀬戸田市民税係☎0845-26-6227)へご確認ください。
- ※一部取り扱いができないものもありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。
- ※住所変更にもなう年金・国保等の手続きは、後日担当課で行ってください。
- 場 市民課(☎0848-38-9102) 因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

多量の引っ越しごみはごみステーションに出せません

- 分別して直接施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。
- 転入や転居した人へ
市内でも地域によって収集日や分別が異なります。ごみ分別ガイドブック等でご確認ください。
- マンション・アパートなどを管理する人へ
収集日とごみ分別のルールを入居者に周知してください。収集日の日程表等をお渡ししますので、ご連絡ください。
- 場【尾道・御調・向島地区】
尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900) 清掃事務所【収集】・衛生施設センター【持込】
【因島地区(原・洲江含む)】
南部清掃事務所(☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

土曜に水道の使用開始・使用中止の電話受付を行います

- ☎3月21日、28日の土曜 8:30~17:15
- 場 上下水道局庶務課(☎0848-37-9300)

くらしの窓

市からのお知らせ

ガソリンを携行缶で購入される皆さんへ

令和元年7月に発生した京都市伏見区の爆発火災を受け、2月1日からガソリンを携行缶で購入の際は、以下の確認が義務付けられました。ご協力をお願いします。

- 1 本人確認(運転免許証の提示など)
- 2 使用目的の確認
- 3 販売記録の作成

場 消防局予防課(☎0848-55-9123)



金曜は午後7時まで市民課関係窓口を時間延長します

- 場 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
- ☎各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど
- ※住所変更、パスポートの申請はできません。
- 場 市民課(☎0848-38-9102) 因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)
- ※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。
- 場 収納課(☎0848-38-9172) 因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

不法投棄は犯罪です!

不法投棄は悪質な犯罪です。「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(法人には3億円以下の罰金)又はその両方」の罰則が科せられます。市では看板など不法投棄対策品の支給や防犯カメラの貸し出しを行っています。清掃事務所などへご相談ください。

場 尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900)



軽自動車等の廃車手続きはお早めに

軽自動車税(種別割)は、その年の4月1日現在の所有者に課されます。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を納める必要があります。すでに車を持っていない人は早めに手続きをしてください。

車種	手続き・問い合わせ先
原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	市民税課(☎0848-38-9213) ※本庁・各支所で手続き可。 ※廃車手続きは、印鑑を持参し、標識と標識交付証明書を返納してください。
軽自動車(四輪・三輪)	軽自動車検査協会広島主管事務所福山支所(☎050-3816-3081)
軽二輪(125ccを超え250ccまで)	広島運輸支局福山自動車検査登録事務所(☎050-5540-2069)
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	

身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免

各種障害者手帳の交付を受けている人で、等級など一定の要件に該当する場合には、軽自動車等(1人につき普通車含め1台限り)の税金が免除されます。また、構造が身体障害者等に利用するための軽自動車(自動車検査証で確認できるもの)も対象となります。

- 初めて申請する人
期間 4月1日(水)~6月1日(月) 場 市民税課、因島瀬戸田市民税係
- ☎納税義務者の印鑑とマイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類)、身体障害者手帳等の原本、自動車検査証、運転者の運転免許証 ※家族が所有している車両で、障害者本人の通院・通所等に使用するものも対象となる場合あり。
- すでに減免の適用を受けている人
3月上旬に送付した現況報告書を、3月25日(水)までに提出してください。
- 場 市民税課(☎0848-38-9213) 因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

固定資産税縦覧帳簿の縦覧等

- 固定資産税縦覧帳簿の縦覧
納税者が市内に所有する土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格とを比較し、評価が適正かどうか確認できます。
- ☎4月1日(水)~6月1日(月) 8:30~17:15 ※土・日・祝日を除く。
- 場 資産税課、因島瀬戸田資産税係 ☎固定資産税の納税者、その代理人
- 固定資産税課税台帳の閲覧
本人の所有する資産は、課税台帳(名寄帳)の閲覧により確認できます。 ※縦覧期間中は無料。
- 場 資産税課、因島瀬戸田資産税係、御調・向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所
- ☎固定資産税の納税義務者、その代理人
- 【共通事項】
☎公的な本人確認書類、法人の場合は法人代表者印、代理人の場合は委任状
- 固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は5月中旬に発送予定、第1期の納期限は6月1日(月)です。
- 場 資産税課(☎0848-38-9162・0848-38-9164) 因島瀬戸田資産税係(☎0845-26-6228)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。☎日時・期間 場 場所 対象 内容 定員 料金 持ち参物 締切 申込方法 申込先 問い合わせ先 ☎電話 ☎ファックス ☎電子メール ☎ホームページ